

議会運営委員会先進地視察研修報告書

- 期 日 令和2年1月30日（木）、31日（金）
- 視 察 先 愛知県知立市、半田市
- 参 加 者 委員8名、議長、随員2名 合計11名
- 視察概要

【愛知県知立市】

- 人 口 72,659人
- 面 積 16.31km²
- 視察事項 知立市議会の議会運営について

1 知立市議会の概要

- (1) 議員数 条例定数：20人 現員数：20人
- (2) 会派数 6会派
- (3) 常任委員会数 7委員会（企画文教、市民福祉、建設水道、予算・決算(4)）
- (4) 特別委員会数 2委員会（知立駅周辺整備、議会改革）

2 視察内容

(1) 自由討議の実施状況について

- ・導入時期：平成24年12月定例から実施
- ・運用方法：実施要綱に基づき委員会で実施
- ・対象案件：すべての議案及び請願。陳情
- ・実施時期：質疑終了後、討論開始前に委員長が諮り開始する。（事前通告無し）
- ・実施時間：1案件につき30分以内。ただし、委員長の判断により延長することができる。
- ・課 題：自由討議の機会を設けているが、「自由討議なし」で終わることが多い。

(2) 予算・決算委員会について

- ・導入時期：平成26年8月の臨時会において、全会派一致で常任委員会として設置される。
- ・構成委員：全議員

- ・導入経緯： 予算・決算審査における分割付託は、議案不可分の原則・議案一体の原則に反することから、予算・決算委員会を設置のうえ一括付託とした。

詳細な審査・調査を行うため、委員会に3つの分科会を置き、委員会が付託を受けた議案等のうち、それぞれの所管の予算・決算に関する事項を分担して審査・調査することとした。

ただし分科会での表決は行っていない。

(3) 議会BCP（業務継続計画）について

- ・平成28年2月22日「知立市議会における災害発生時対応要領」及び「知立市議会における災害発生時の行動マニュアル」を策定。（災害時における議員としての役割や行動を明確にするもの。また、災害時には必要に応じて議会内に、“知立市議会災害対策会議”を設置することなどを規定した。）
- ・令和元年5月「知立市議会BCP（業務継続計画）を策定。（大規模災害などが発生した非常事態において、二元代表制としての議事機関、住民代表機関としての議会が、迅速で正確な意思決定と多様な市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、必要な事項を定めることにより、災害被害の拡大防止、議会機能の早期回復及びその維持を図ることを目的に策定した。）

☆☆ 各委員の主な所感等 ☆☆

- ・自由討議については、本市も実施するための仕組みはあるが、未だ検討課題となっている。知立市では委員会において実施しており、質疑終了後、討論開始前に委員長が諮り開始する。すべての議案及び請願。陳情が対象案件となっており、本市でもこれらを参考として研究していきたい。
- ・予算・決算委員会の設置の効果としては、詳しい資料をもらい深い議論ができたことである。本市でも予算・決算特別委員会を設置し審査を行っているので、きちんと検証を行いよりよい審査機関となるよう努めたい。
- ・議会BCP（業務継続計画）では、「災害時発生時対応要領」と「災害時発生時行動マニュアル」が策定されていて、災害発生前後のスムーズな対応を図るためには必要な計画であると感じた。

【愛知県半田市】

- 人 口 1 1 9, 8 9 6 人
- 面 積 4 7. 4 2 k m²
- 視察事項 半田市議会の議会運営について

1 半田市議会の概要

- (1) 議員数 条例定数：22人 現員数：22人
- (2) 会派数 5会派
- (3) 常任委員会数 3委員会 (総務、文教厚生、建設産業)
- (4) 特別委員会数 2委員会 (公共施設のあり方調査、中小企業振興調査)

2 視察内容

(1) 事務事業評価について

半田市議会基本条例に基づく決算と予算の連動を図ることを目的に、決算審査にあたり市が執行した事業の評価を実施することとした。

(2) 事業評価の実施方法とスケジュール”

【6月初旬頃～】

- ・各常任委員会において事業評価の実施及び分科会の設置を確認する。

【8月上旬頃】

- ・執行部から事務事業評価表の提出を受ける。

※参考資料として、委員会所管分の事務事業評価各課総括表を委員へ送付する。

【8月下旬頃】

- ・評価対象個別施策の選定及び執行部へ事務事業評価を実施する旨の通知を行う。

※常任委員会分科会は、半田市総合計画から評価を行う個別施策を選定（5
施策以内を目安）し、委員長は選定した施策を議長に報告する。

※議長は選択された個別施策について全議員に周知する。

※議長から市長あてに事務事業評価の実施について通知する。

【8月下旬～9月中旬】

- ・選定した個別施策の審査。

※常任委員会分科会ごとに審査の上評価決定する。

(概ね3日間で評価を行い、個別施策シートを作成し委員会としての結果を出す。)

【9月下旬】

- ・ 常任委員会ごとに議長へ審査結果の報告。

※個別施策評価シート（分科会・議会用）を提出。また、全議員にも配布。

【9月下旬】

- ・ 議長が議員総会を開催し、審査結果について全議員で確認する。

※議会として追加すべき意見があった場合、委員長は個別施策評価シート（分科会・議会用）を修正し、議長へ提出する。

【9月下旬】

- ・ 市長への評価結果の通知。

※議長が評価結果を市長に通知し、予算編成への反映を要望する。なお、報告時には、常任委員会委員長も立ち合い、提言内容について補足説明を行う。

【評価結果の検証後】

- ・ 市長から事務事業評価結果への対応について報告を受ける。

※予算説明会において、予算に反映したものについて報告する

【2月1日号】

- ・ 市議会だよりへの掲載及び議会ホームページによる公表を行っている。

☆☆ 各委員の主な所感等 ☆☆

・ 事務事業評価については、事業評価を次年度予算に活かすという狙いは十分に理解するとともにスピード感をもって取り組まれていることが分かった。しっかりと内容を確認することで各事業に対するチェックがより深まると思われるので、本市においてもこのような取り組みの必要性を感じた。

・ 各々の事務事業評価から総合計画の個別施策の評価へ変更し、各施策の実現のためには「何が足りないか、どうすれば良いのか」という視点から評価されている。最終的に次年度予算に反映できる仕組みとなっており、本市でも調査研究を重ねるべきだと感じた。